

## ○警察署協議会内規

平成13年5月16日  
公安委員会内規第7号

(趣旨)

第1条 この内規は、警察署協議会条例（平成13年山口県条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、警察署協議会規則（平成13年山口県公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、警察署協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の報酬)

第2条 委員の報酬は、会議終了ごとに支給する。

2 委員の報酬額は、日額9,600円とする。

(委員の費用弁償額)

第3条 委員の費用弁償額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける一般職の職員のうち6級の職務にある者の旅費相当額とする。

(委員の選考)

第4条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、山口県警察本部長に指示し、委員の候補者を募集させるものとする。

2 公安委員会は、前項の委員の候補者のうち若干名を公募することができる。

3 公安委員会は、前2項の委員の候補者の中から委員を選考するものとする。

(委嘱状の交付)

第5条 公安委員会は、委員に対し、委嘱状（別記第1号様式）を交付するものとする。

(委員の解嘱)

第6条 会長及び警察署長は、委員が条例第6条に規定する解嘱の理由に当たると認めるときは、双方が協議の上、解嘱事由報告書（別記第2号様式）により公安委員会に報告するものとする。

(会長会議の開催)

第7条 公安委員会は、年1回、協議会の会長を集め、会長会議を開催するものとする。